

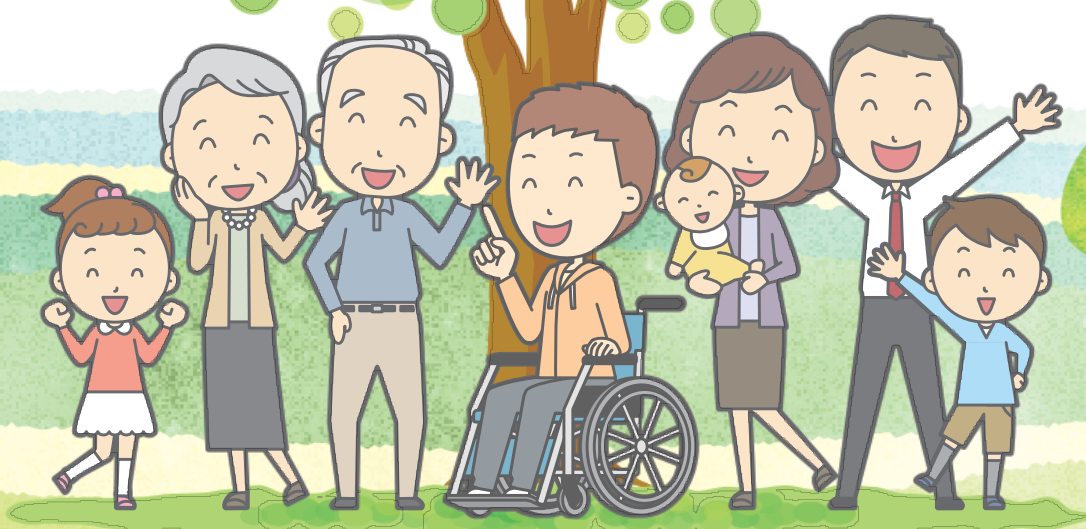
概 要 版

# 第5次岡山県人権政策推進指針

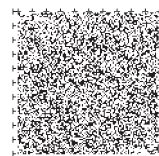
「共生社会おかやま」の実現を目指して

人権啓発キャッチフレーズ

ひろげよう  
あふれる笑顔と  
思いやり



岡山県





## 策定の趣旨

本県では、県が進める人権施策の基本的な考え方などを示す「岡山県人権政策推進指針」を平成13年3月に策定し、以来、5年毎に見直しを行い、国、市町村、関係機関等と連携・協力のもとに、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進してきました。

しかし、依然として、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題など様々な人権問題が存在し、複雑・多様化しています。

また、インターネット上のいじめ・誹謗中傷、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等に対する偏見・差別、外国人へのヘイトスピーチ、災害時における被災者への配慮不足などの問題も起きています。

このため、社会経済情勢等の変化や法律等の制定などを踏まえて、「第5次岡山県人権政策推進指針」を策定しました。



## 基本的な考え方

### 〈基本理念〉

### — 「共生社会おかやま」の実現 —

一人ひとりが身近なことから人権について考え、生活や活動の中で主体的かつ積極的に取り組むとともに、すべての人々が、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現を目標とし、次のような社会を目指して、人権施策を総合的に推進します。

#### ●生命と尊厳を守る社会

すべての人々が、誰からも偏見や差別、さらには暴力を受けることなく、お互いの生命と尊厳を守り、安全に安心して暮らすことのできる社会

#### ●互いに多様性を認め支え合う社会

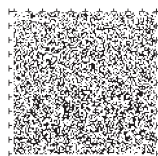
すべての人々が、多様な生き方や考え方などを認め合い、きずなを大切にして、共に支え合い、心豊かに暮らすことのできる社会

#### ●公平な機会を保障する社会

すべての人々が、性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、公平な機会を保障され、能力と個性を發揮し、希望を持って暮らすことのできる社会



### 「共生社会おかやま」の実現





## 施策の推進方策

### 1 人権尊重の視点に立った行政

- 職員一人ひとりが、県行政のすべての業務は人権にかかわっているとの認識を持ち、人権尊重の視点に立った行政の担い手であることを自覚して業務にあたります。
- 業務上知り得た個人情報の管理等については、「個人情報保護法」「岡山県個人情報保護条例」等を遵守して、適切に行います。
- 体系的な職員研修を通じて、人権について正しく理解し、問題意識を持って業務にあたります。

### 2 人権啓発・人権教育

#### (1) 啓発・教育のあり方

人権に関する知識の習得に加え、一人ひとりが自らの課題として捉え、日常生活で生かせる人権感覚を身に付けることができるよう、啓発・教育を推進します。

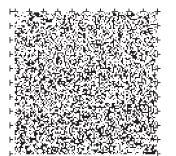
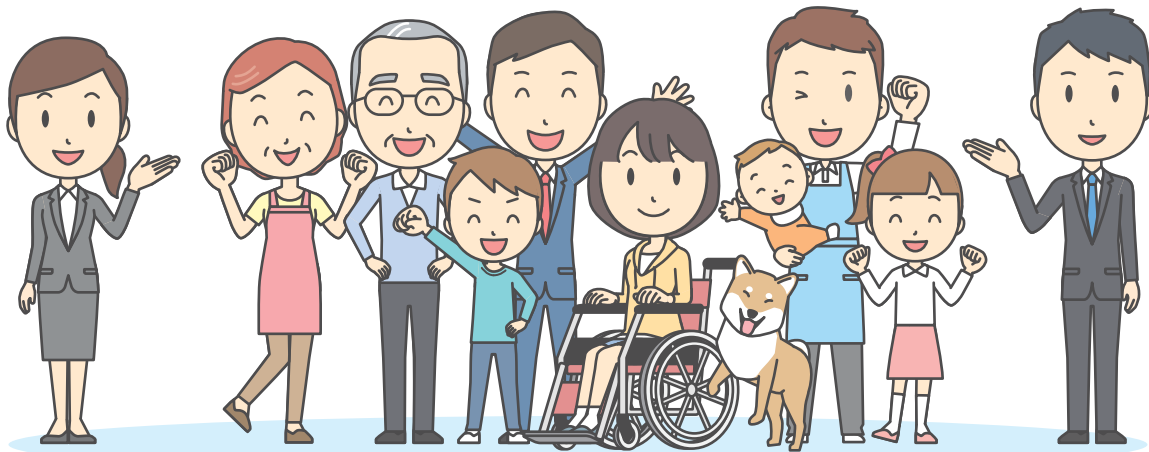
- ・人権週間など様々な人権に関する週間、月間等を中心に計画的に啓発を推進
- ・時宜を捉えたテーマや具体的な人権課題に即し、分かり易い啓発資料を作成・提供
- ・マスメディアやインターネットなどの効果的な活用と民間のアイデアや手法の採用
- ・研修における参加者間の意見交流や参加体験型の手法の導入
- ・情報化社会への対応
- ・指導者の養成、資質の向上や人権に関する情報の収集・提供

#### (2) 様々な場での啓発・教育

様々な場で、対象者の発達段階、ライフサイクルなどに応じて啓発・教育を推進します。また、人権にかかわりが深い業務や職業の従事者に対して研修を実施します。

##### ア 学校等

- ・人権尊重の理念や人権教育の目指すものについて明確にした教育指導や学校運営
- ・幼児児童生徒の発達段階に応じた人権教育の推進
- ・教育上配慮を必要とする子どもの自立支援
- ・他の人の気持ちが分かる想像力や共感的な理解力、コミュニケーション能力等の育成
- ・多様な集団活動や自然体験、社会体験、交流活動など豊かな体験機会の充実
- ・高等教育機関におけるハラスメント防止の取組や人権教育の充実への支援





## 施策の推進方策

### イ 家庭、地域

- ・保護者の養育能力の向上を目指した学習機会の充実等による家庭教育への支援
- ・情報提供や指導者の養成等による市町村等への支援
- ・多様な集団活動や交流・ボランティア活動等の体験的な活動の促進

### ウ 企業等

企業が社会的責任（CSR）を果たせるよう自主的な取組を促進するとともに、企業と協働した施策を推進します。

- ・ダイバーシティ（多様性）の推進と性別等による採用選考や待遇における差別の禁止
- ・様々なハラスメントの防止
- ・公正採用選考人権啓発推進員の設置促進と人権啓発研修会の開催等

### エ 特定の職業に従事する者への研修等

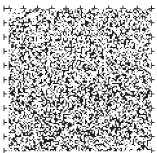
- ・生命や身体の安全、個人のプライバシー保護など、人権にかかわりが深い業務や職業に従事する者に対する研修

（行政職員、教職員及び社会教育関係職員、警察職員、医療・保健・福祉関係者、消防職員、  
メディア関係者）

## 3 相談・支援及び救済

複雑・多様化する人権問題に迅速、適切に対応するため、相談・支援及び救済体制の充実強化と相談機関相互の一層の連携に努めます。

- ・相談機関職員の資質向上のための専門的研修の実施
- ・相談機関の交流による情報交換と円滑な連携
- ・様々な機会を通じての相談窓口の周知
- ・相談者の心情に配慮した対応





## 課題別施策の推進

### 女性

男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮する男女共同参画社会を実現するためには、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が保障されることやあらゆる暴力が根絶されることなど、男女の人権が尊重されることが重要です。

このため、「男女共同参画社会」の実現に向けて、総合的かつ効果的に様々な施策に取り組みます。

#### ✓施策の方向

- ア 男女共同参画社会の基盤づくり
- イ 男女の人権が尊重される社会の構築
  - ①男女間のあらゆる暴力の根絶
  - ②生涯を通じた女性の健康支援
  - ③生活困難を抱える人々への支援
- ウ 男女が共に活躍する社会づくり



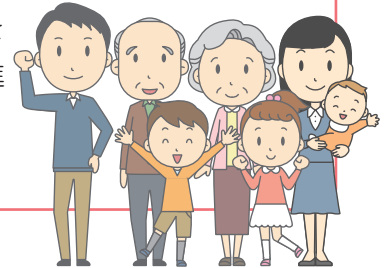
### 子ども

「児童の権利に関する条約」では、子どもを保護の対象から権利の主体として、「子どもの最善の利益」を優先させることとしています。

しかし、子どもと子育て家庭を取り巻く地域・社会経済環境が大きく変化する中で、子育てに不安や悩みを持ち孤立化する親が増加し、子ども虐待の複雑・深刻化、いじめの増加など多くの問題が生じています。このため、すべての子どもの人権が尊重され、子どもが主体性を発揮しながら、健やかに成長し、家庭や地域で心豊かに生活できるような環境づくりに取り組みます。

#### ✓施策の方向

- ア 啓発の推進と意識の高揚
- イ 子育て支援の推進
  - ①子どもの心と体を育む家庭づくり
  - ②みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり
  - ③子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり
  - ④子どもを守り支援する体制づくり
- ウ 人権尊重の意識を高める教育の推進
  - ①学校教育の充実
  - ②社会教育の充実



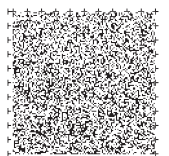
### 高齢者

高齢者の多くは、住み慣れた地域や家庭で、健康で安心して暮らせる生活を望んでおり、高齢者の人権は、自立を基本とする生活の質的向上や保健・医療・福祉サービスの総合的な推進により、保障されるものです。

このため、市町村と連携し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の取組を進めるとともに、権利擁護制度の活用など、高齢者の人権に配慮した自立支援に取り組みます。

#### ✓施策の方向

- ア 地域包括ケアシステムの構築
  - ①在宅医療と介護の連携の推進
  - ②生活支援と介護予防の推進
- イ 権利擁護の推進
- ウ 認知症施策の推進
  - ①医療・介護サービスの提供
  - ②地域で支える体制の整備
- エ 生活環境の整備
- オ 社会参加の促進と交流





## 課題別施策の推進

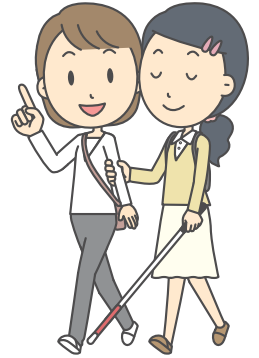
### 障害のある人

障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いの個性と人権が尊重され、あらゆる活動へ主体的に参加し、快適に生き生きと生活できる社会を実現することが必要です。

このため、障害の特性やニーズに応じた障害福祉サービスの充実など、障害のある人の社会活動への参加や自立支援に向けて、総合的、計画的に施策に取り組みます。

#### ✓施策の方向

- ア 心のバリアフリーの推進
- イ 主体的な選択の尊重
- ウ 地域生活の支援
  - ①保健・医療
  - ②福祉
  - ③ボランティア
  - ④生活環境
- エ 自立と社会参加の促進
- オ 権利擁護の推進



### 同和問題

同和問題は、憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題として、その解決に向けた各種施策が展開されてきました。これらの施策の推進と人々の努力によって、解決に向かっていきます。

一方、差別意識の解消やえせ同和行為の排除などの課題もあることから、国、市町村や関係機関等と連携し、様々な場を通じて、啓発・教育等に取り組みます。

#### ✓施策の方向

- ア 啓発の推進
- イ 教育の推進
  - ①学校教育の充実
  - ②社会教育の充実
- ウ 公正な採用選考及び雇用の促進
- エ 隣保館活動への支援等
- オ えせ同和行為の排除



### 外国人

県内で暮らす外国人は、近年増加傾向にあります。

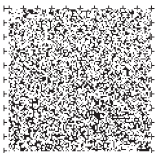
しかしながら、言葉や文化、生活習慣の違いなどのため、偏見や差別のほか、日常生活の中で様々な問題を抱えています。

このため、外国人も安心して暮らし、生き生きと活躍できる多文化共生社会を実現するため、相互理解を促進するとともに、コミュニケーションや生活の支援に取り組みます。



#### ✓施策の方向

- ア 人権意識の啓発と相互理解の促進
- イ コミュニケーション支援
  - ①情報の多言語化
  - ②日本語及び日本社会に関する学習支援
- ウ 生活支援
  - ①子育て・教育
  - ②適正な雇用等の促進
  - ③保健・福祉等の充実
  - ④防災
  - ⑤連携による相談・支援体制の充実



## ハンセン病問題

昭和6年の「らい予防法」によりハンセン病患者を療養所へ隔離する政策がとられ、患者や家族は厳しい偏見や差別を受けてきました。平成8年に法律が廃止された後も、家族関係の断絶や高齢化等により、入所者の社会復帰は困難な状況にあります。

同じ過ちを繰り返さないため、ハンセン病問題を正しく理解し、認識を深めるよう啓発・教育を進めるとともに、療養所入所者等の福祉の増進に取り組みます。

### ✓施策の方向

- ア 偏見・差別解消のための啓発の実施
- イ 入所者の福祉増進施策の実施



## 患者等

HIVの感染経路は特定しており、いたずらに感染を恐れる必要はないことなどの正しい知識を普及・啓発し、相談・検査体制を充実します。また、新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症に対して、正しい知識や感染防止策等の情報提供を迅速に行うとともに、感染者や医療従事者等に対する差別防止に向けた啓発活動や相談体制の整備に取り組みます。

### ✓施策の方向

#### 【HIV感染・エイズ】

- ア 正しい知識の普及・啓発
- イ 相談・検査体制の充実
- ウ 診療体制の充実
- エ 学校における教育・啓発

#### 【その他の疾病等】

- ア 正しい知識の普及・啓発
- イ 自己決定の尊重
  - ①インフォームド・コンセント
  - ②診療情報の開示
  - ③入院患者の人権
- ウ プライバシーへの配慮
- エ 社会参加と生活の支援



## インターネットによる人権侵害

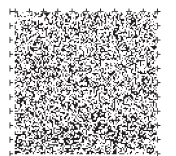
インターネットは、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用して基本的な人権を侵害する書き込みが増加するなど、差別を助長し重大な人権侵害を引き起こしています。さらに、スマートフォン等の普及によりインターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流出等のトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が特に青少年を含む若年層において高まっています。

このため、行政と学校、家庭、地域等が連携し、情報モラルを守りインターネットを正しく利用するための啓発・教育の推進や、インターネッ

ト上の有害情報から子どもを守るためのフィルタリングの利用の徹底、相談窓口の周知などに取り組みます。

### ✓施策の方向

- ア 情報リテラシー向上運動の推進
- イ 「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」の活動
- ウ インターネット等青少年を取り巻く問題への対応





## 課題別施策の推進

### 様々な人権問題

#### ●犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族・遺族が、被害から立ち直って、再び平穏な生活を営むためには、途切れることなく必要な支援が受けられるよう、総合的かつ計画的な施策に取り組みます。

#### ●多様な性

性自認（心の性）や性的指向（好きになる性）等を理由に偏見や差別を受けることなく自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい知識と認識を深めるための啓発・教育に取り組みます。

#### ●ホームレス（路上生活者）

ホームレスとなった人が、自らの意志で安定した生活を営めるよう、市町村やハローワーク、民間団体等と連携し、生活支援や就労支援などに取り組みます。

#### ●自殺問題

自殺を防止するため、関係団体等と連携して、自殺予防の普及啓発や相談窓口の充実等を図るほか、遺族の心のケアや差別・偏見の解消の支援に取り組みます。

#### ●被災者

東日本大震災や西日本豪雨災害を教訓に、南海トラフ地震など災害の発生時にも、被災者の置かれた状況に応じて適切に行動できるよう、被災者をめぐる人権問題について、理解を深める啓発・教育等に取り組みます。

#### ●刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人の社会復帰に向け、偏見や差別意識をなくす啓発や自立した生活が困難な高齢者や障害のある人の支援に取り組みます。

#### ●中国残留邦人とその家族、拉致問題等

帰国した中国残留邦人等に対する自立の促進及び生活の安定に取り組みます。また、北朝鮮当局による拉致の問題、今後新たに発生する人権課題などについても、すべての人々の人権を尊重し保障する視点に立って取り組みます。



## 推進体制

### ◆県における体制

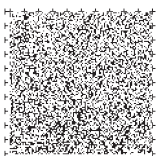
- ・学識経験者で構成する岡山県人権政策審議会を設置し、人権政策に関する重要事項について調査審議します。
- ・政策推進会議、人権施策推進会議、人権啓発マトリックス等により、全庁を挙げて人権尊重の視点に立った行政を推進します。

### ◆国や市町村等との連携・協力

- ・国、市町村、関係機関等と情報交換・役割分担しながら、岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会等を通じて、緊密な連携・協力を図り、人権施策を推進します。
- ・市町村が地域の実情に即した取組が行えるよう、情報の提供や事業の支援を行います。

### ◆民間との協働

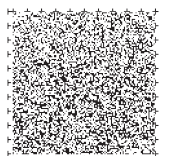
県民、ボランティア、NPO、企業、大学など様々な主体と協働して取組を一層推進します。





## 人権に関する週間、月間等

|     |   |
|-----|---|
| 1月  |   |
| 2月  |   |
| 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策強化月間</li> <li>・青少年健全育成強調月間（岡山県）</li> <li>・8日 国際女性の日</li> <li>・21日 国際人種差別撤廃デー</li> </ul>   |
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2日 世界自閉症啓発デー</li> <li>・2日～8日 発達障害啓発週間</li> <li>・10日～16日 女性週間</li> </ul>   |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日～7日 憲法週間（3日 憲法記念日）</li> <li>・5日～11日 児童福祉週間</li> </ul>   |
| 6月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等月間</li> <li>・1日 人権擁護委員の日</li> <li>・1日～7日 HIV検査普及週間</li> <li>・第1月曜日から1週間 いじめについて考える週間（岡山県）</li> <li>・22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日</li> <li>・23日～29日 男女共同参画週間</li> <li>・25日を含めた週の日曜日～土曜日 ハンセン病を正しく理解する週間</li> </ul> |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の非行・被害防止全国強調月間</li> <li>・青少年健全育成強調月間（岡山県）</li> <li>・社会を明るくする運動強調月間</li> <li>・再犯防止啓発月間</li> </ul>   |
| 8月  |   |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用支援月間</li> <li>・10日～16日 自殺予防週間</li> <li>・15日～21日 老人週間（15日 老人の日、第3月曜日 敬老の日）</li> <li>・世界アルツハイマー月間（21日 世界アルツハイマーデー）</li> </ul>  |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者雇用支援月間</li> <li>・1日～7日 「法の日」週間（1日 法の日）</li> </ul>  |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止推進月間</li> <li>・子ども・若者育成支援強調月間</li> <li>・青少年健全育成強調月間（岡山県）</li> <li>・男女共同参画推進月間（岡山県）</li> <li>・12日～25日 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間</li> <li>・25日～12月1日 犯罪被害者週間</li> </ul>   |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日 世界エイズデー</li> <li>・3日～9日 障害者週間（3日 国際障害者デー、9日 障害者の日）</li> <li>・4日～10日 人権週間（10日 世界人権デー）</li> <li>・10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間</li> </ul>  |



岡山県では、人権問題についての理解と認識を深めるとともに、人権意識を高めるための人権啓発活動を推進しています。

この啓発活動が、身近なものとして県民の皆様に親しまれるものとなるよう、「岡山県人権啓発シンボルマーク」を作成し、「人権啓発キャッチフレーズ」とともに広く活用しています。

岡山県人権啓発シンボルマーク



趣 旨

岡山といえば桃太郎。顔の輪郭は岡山県の「O」や思いやりの「O」を、頭上には人権の「人」をイメージし、「晴れの国おかやま」らしく明るく元気な、笑顔と思いやりのあふれる桃太郎を、心温まる赤色で描きました。指は、頭上の「人」の文字をさしており、人権が尊重される社会が「一番」大切であることを示しています。

キャッチフレーズ「ひろげよう あふれる笑顔と 思いやり」にマッチし、子どもから大人まで多くの方に愛着を持ってもらえる、夢と希望にあふれるシンボルマークです。

(制定：平成17年11月)

岡山県人権啓発キャッチフレーズ

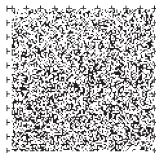
ひろげよう あふれる笑顔と 思いやり



趣 旨

本県で初めて開催した人権啓発全国フェスティバル「ハートフルフェスタ2004おかやま」のテーマとして作成したものです。

(制定：平成16年8月)



## 第5次岡山県人権政策推進指針の体系

### 基 | 本 | 理 | 念

#### — 「共生社会おかやま」の実現 —

すべての人々が、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、共に生活する社会

生命と尊厳を  
守る社会

互いに多様性を  
認め支え合う社会

公平な機会を  
保障する社会

### 人 | 権 | 施 | 策 | の | 推 | 進

#### 施策の推進方策

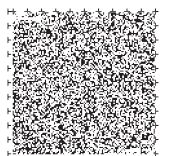
- 人権尊重の視点に立った行政
- 人権啓発・人権教育
  - ・啓発・教育のあり方
  - ・様々な場での啓発・教育（学校、家庭、地域、職場）
  - ・特定の職業に従事する者への研修等
- 相談・支援及び救済

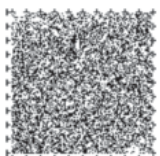
#### 課題別施策の推進

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 女性</li> <li>◆ 子ども</li> <li>◆ 高齢者</li> <li>◆ 障害のある人</li> <li>◆ 同和問題</li> <li>◆ 外国人</li> <li>◆ ハンセン病問題</li> <li>◆ 患者等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・HIV感染、エイズ</li> <li>・その他の疾病等</li> </ul> </li> <li>◆ インターネットによる人権侵害</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 様々な人権問題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・多様な性</li> <li>・ホームレス（路上生活者）</li> <li>・自殺問題</li> <li>・被災者</li> <li>・刑を終えて出所した人</li> <li>・中国残留邦人とその家族、拉致問題等</li> </ul> </li> </ul> |
|---|--|

### 推 | 進 | 体 | 制

- ◎ 県における体制
- ◎ 国や市町村等との連携・協力
- ◎ 民間（県民、ボランティア、NPO、企業、大学など）との協働





**第5次岡山県人権政策推進指針(概要版)** 令和3(2021)年3月発行

岡山県 県民生活部 人権施策推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4-6  
電話086-226-7406 FAX 086-234-5924

[ホームページ](#)